



和歌山市公報

令和6年（2024年）6月28日
号外第7号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
22	和歌山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課）	2
23	和歌山市排出水の色等規制条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（環境政策課）	3
24	和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・（国保年金課）	4
25	和歌山市こども未来基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（子育て支援課）	6
26	和歌山市観光棧橋条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・（観光課）	7
27	和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（中央卸売市場）	8
28	和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例・・・・・・（生涯学習課）	9
29	和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市再生課）	11

【 規 則 】

47	和歌山市観光棧橋条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（観光課）	13
48	和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・（都市再生課）	23

【 告 示 】

267	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	24
268	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	25
269	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	26
270	公示送達（令和5年度第10期及び令和6年度随時第1期介護保険料督促状）・・（介護保険課）	27
271	市税等に係る指定納付受託者の指定（令和6年告示第148号）の一部改正・・（保険総務課）	28
272	和歌山市今福霊園管理料の収納事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	29
273	公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・（保険総務課）	30
274	令和6年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	31
275	元気わかやま市応援寄附金の収納事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	32
276	公示送達（市民税・県民税・森林環境税督促状及び固定資産税・都市計画税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	33
277	道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路の指定・・（道路管理課）	34

【 公 告 】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	35
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	36

【 人事委員会公告 】

○	令和6年度第2回和歌山市職員採用試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局）	37
○	令和6年度行政職Ⅰ種UⅠJターン型和歌山市職員採用試験・・・・・・・・（人事委員会事務局）	45

和歌山市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第22号

和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第20項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同項第1号ア中「次号ウ」を「第3号ウ」に、「次号ア」を「同号ア」に改め、同号イ中「次号イ」を「第3号イ」に改め、同号ウ中「第3号イ」を「第4号イ」に改め、同号エ中「第3号ウ」を「次号及び第4号ウ」に改め、「のもの」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号ア中「前号アに掲げる」を「第1号アに掲げるものその他総務省令で定める」に改め、同号イ中「前号イ」を「第1号イ」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）で第4号ウの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に7分の6を乗じて得た額

附則第6条第29項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第20項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧条例附則第6条第29項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧条例附則第6条第29項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市排出水の色等規制条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第23号

和歌山市排出水の色等規制条例の一部を改正する条例

和歌山市排出水の色等規制条例（平成3年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1色の表備考第2号中「白色蛍光灯」を「定格光束がおおむね2,500ルーメンの白色のLEDランプ（発光ダイオードを光源とするランプをいう。）」に改め、同表備考第4号ア中「5人」を「3人」に改め、同号ア（イ）中「最大値と最小値を除き（最大値、最小値が複数個ある場合は、1個だけを除く。）」、残りの」を「、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第2の1色の表備考第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の1色の表備考第2号の規定による着色の確認方法は、令和6年12月31日までは、なお従前の例によることができる。

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第24号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「和歌山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに和歌山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第8条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第11条の2から第11条の5の2までを次のように改める。

第11条の2から第11条の5の2まで 削除

第11条の6中「又は第11条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条第1項において同じ。）」を削る。

第11条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、和歌山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第11条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第11条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の6の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の6の6から第11条の6の9までを次のように改める。

第11条の6の6から第11条の6の9 削除

第11条の6の10中「又は第11条の6の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条第1項において同じ。）」を削る。

第11条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条第1項中「なり、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を「なつた」に、「、第11条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第11条の6の6」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第11条の5」を削り、同条第2項中「、第11条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第11条の6の6」及び「若しくは第11条の5」を削る。

第15条第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第4項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の6」を削り、同条第5項中「又は第11条の2」を削る。

第15条の2の2第1項中「又は第11条の5」を削り、「第11条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「又は第11条の5」、「又は第11条の6の8」及び「、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と」を削り、「第2項中」を「前項中」に改め、同条第4項第1号中「又は第11条の5」を削り、同条第6項中「又は第11条の5」、「又は第11条の6の8」及び「、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と」を削り、「第5項」を「前項」に改める。

第15条の2の3第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第11条の2」を削り、同条第7項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の6」を削り、同条第8項中「又は第11条の2」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市こども未来基金条例を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第25号

和歌山市こども未来基金条例

（設置）

第1条 本市におけるこどもの未来を育むため、和歌山市こども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市観光棧橋条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第26号

和歌山市観光棧橋条例の一部を改正する条例

和歌山市観光棧橋条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

和歌山市友ヶ島野奈浦観光棧橋	和歌山市加太2673番1地先
----------------	----------------

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定による許可を受けて一般旅客定期航路事業を営む者又は同法第19条の5第1項の規定による届出をして人の運送をする貨物定期航路事業を営む者が当該事業の用に供するために棧橋を使用しようとする」を「前項第1号に規定する者が同号に定める目的で棧橋を使用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の許可の申請があったときは、次の各号に掲げる者が当該各号に定める目的で棧橋を使用する場合に許可をすることができる。

(1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定による許可を受けて一般旅客定期航路事業を営む者又は同法第19条の5第1項の規定による届出をして人の運送をする貨物定期航路事業を営む者 当該事業の用に供するため

(2) 個人又は団体 公共に資する目的又は友ヶ島の管理のため

第5条第2号中「第3条第3項各号」を「第3条第4項各号」に改める。

別表中

使用料の額
17,600円
2,090円

を

和歌山市加太港 観光棧橋	和歌山市友ヶ島野奈浦 観光棧橋
17,600円	24,000円
2,090円	2,850円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第27号

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「132, 236.99平方メートル」を「122, 735.02平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第28号

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

和歌山市コミュニティセンター条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

和歌山市西コミュニティセンター	和歌山市砂山南3丁目1番11号
-----------------	-----------------

第3条中「和歌山市河西コミュニティセンター」の次に「及び和歌山市西コミュニティセンター」を加える。

第4条の2第1項第1号中「水曜日」の次に「、和歌山市西コミュニティセンターにあっては火曜日」を加える。

別表第1に次のように加える。

和歌山市西コミュニティセンター	多目的ホール 活動室 和室 調理実習室 会議室 ワークルーム 自習室
-----------------	------------------------------------

別表第2 和歌山市南コミュニティセンターの部の次に次のように加える。

和歌山市西コミュニティセンター	多目的ホール（大）	2,330円	3,090円	2,730円	5,420円	5,820円	8,150円
	多目的ホール（小）	850円	1,130円	1,000円	1,980円	2,130円	2,980円
	活動室（中）	980円	1,310円	1,150円	2,290円	2,460円	3,440円
	活動室（小）	650円	870円	760円	1,520円	1,630円	2,280円
	和室	1,190円	1,590円	1,390円	2,780円	2,980円	4,170円
	調理実習室	550円	750円	650円	1,300円	1,400円	1,950円
	会議室	1,260円	1,710円	1,470円	2,970円	3,180円	4,440円
	ワークルーム	670円	870円	770円	1,540円	1,640円	2,310円

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

和歌山市公報（号外第7号） 令和6年（2024年）6月28日

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第29号

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例

（設置）

第1条 本市は、和歌の浦の歴史文化の情報発信及び和歌の浦の観光資源の活用を行うことにより、地域文化及び観光の振興を図り、和歌の浦地域の活性化に寄与するため、和歌の浦あしべ庵（以下「あしべ庵」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 あしべ庵の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌の浦あしべ庵	和歌山市和歌浦中3丁目4番26号

（事業）

第3条 あしべ庵は、次に掲げる事業を行う。

- （1）和歌の浦の歴史文化について情報発信する事業
- （2）和歌の浦の観光の振興に関する事業
- （3）市民、観光旅行者等の体験交流、滞在及び休憩に関する事業
- （4）前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

（休場日）

第4条 あしべ庵の休場日は、次のとおりとする。

- （1）月曜日。ただし、1月1日から同月3日までが月曜日に当たる場合にあっては同月4日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）が月曜日に当たる場合にあってはその日以後においてその日に最も近い休日でない日
- （2）12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

（開場時間）

第5条 あしべ庵の開場時間は、10時から16時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（行為の制限）

第6条 あしべ庵において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- （1）物品の販売を行うこと。
- （2）行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- （3）業として写真、映画等を撮影すること。
- （4）興行を行うこと。
- （5）広告類を掲示すること。

- (6) 展示資料を設置すること。
 - (7) 所定の場所以外の場所へ立ち入ること。
 - (8) 所定の場所以外の場所で飲食をすること。
 - (9) 所定の場所以外の場所へ動物を携帯すること。
 - (10) 展示資料の撮影、録画その他これらに類する行為をすること。
 - (11) あしべ庵の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の日時、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (3) 公衆の利用に支障があると認めるとき。
 - (4) 建物若しくは庭園又はその附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。
- （入場等の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
 - (3) 建物等を損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (4) 次条の規定に違反した者
- （行為の禁止）

第8条 あしべ庵においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 現状を変更すること。
- (5) 喫煙をすること。
- (6) その他管理上支障がある行為をすること。

（損害の賠償）

第9条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（規則への委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市観光棧橋条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第47号

和歌山市観光棧橋条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市観光棧橋条例施行規則（平成23年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この規則は、和歌山市観光棧橋条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号）の施行の日から施行する。

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例施行規則を公布する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第48号

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例（令和6年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可の申請）

第2条 条例第6条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（許可書の交付等）

第3条 市長は、前条の規定による申請をした者に対し、許可をしたときは、許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請をした者に対し、許可をしないときは、不許可通知書（別記様式第3号）により通知を行うものとする。

（許可の変更）

第4条 許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、許可変更申請書（別記様式第4号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請をした者に対し、行為の変更を許可したときは、変更許可書（別記様式第5号）を交付するものとする。

（許可書の携帯）

第5条 行為者は、許可された行為を行う際、許可書又は変更許可書を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（損傷滅失の届出）

第6条 建物等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに和歌の浦あしべ庵損傷滅失届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

許可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者	住所	〒
	氏名又は代表者名	
	連絡先（電話番号）	（ ） —

次のとおり、和歌の浦あしべ庵における行為の許可を受けたいので申請します。

行為の目的	
行為の日時	年 月 日 から 年 月 日 時 分 まで
行為の内容	
備考	

別記様式第2号（第3条関係）

許可書

和歌山市指令第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

次のとおり和歌の浦あしべ庵での行為を許可します。

行為の目的	
行為の日時	年 月 日 から 年 月 日 時 分 まで
行為の内容	
備考	
許可条件	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号（第3条関係）

不許可通知書

和歌山市指令第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

次のとおり和歌の浦あしべ庵での行為を不許可とします。

行為の目的	
行為の日時	年 月 日 から 年 月 日 時 分 まで
行為の内容	
不許可理由	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日

の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号（第4条関係）

許可変更申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者	住所	〒
	氏名又は代表者名	
	連絡先（電話番号）	() —

次のとおり、和歌の浦あしべ庵における行為許可を受けた事項を変更したいので申請します。

変更前	行為の目的	
	行為の日時	
	行為の内容	
変更後	行為の目的	
	行為の日時	
	行為の内容	
変更の理由		
行為許可年月日及び番号		年 月 日付け 第 号
備考		

別記様式第5号（第4条関係）

変更許可書

和歌山市指令第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

次のとおり、和歌の浦あしべ庵での行為の変更を許可します。

変 更 前	行為の目的	
	行為の日時	
	行為の内容	
変 更 後	行為の目的	
	行為の日時	
	行為の内容	
許可条件		
備考		

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第6号（第6条関係）

和歌の浦あしべ庵損傷滅失届

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出人	住所	〒
	氏名又は代表者名	
	連絡先（電話番号）	（ ） —

次のとおり損傷滅失したので届け出ます。

発生日時	損傷滅失箇所（物件）	数量	損傷滅失の内容又は程度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
備 考			

（令和6年6月28日揭示済）

和歌山市告示第267号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年6月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年6月8日及び同月14日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年6月7日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年6月10日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年6月11日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和6年6月19日揭示済)

和歌山市告示第268号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年6月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、美園公園	令和6年6月3日、同月4日、同月6日、同月10日及び同月12日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和6年6月19日掲示済)

和歌山市告示第269号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年6月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年6月20日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年3月9日及び同月15日	令和6年3月21日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年3月12日	令和6年3月21日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年3月4日、同月6日、同月8日、同月11日、同月13日、同月14日及び同月15日	令和6年3月21日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年6月19日掲示済)

和歌山市告示第270号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年6月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度 令和6年度	第10期 随時第1期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和6年7月1日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年6月20日揭示済)

和歌山市告示第271号

市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学級利用料に係る指定納付受託者の指定（令和6年告示第148号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月24日

和歌山市長 尾花正啓

2 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類を次のように改める。

2 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類

市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、和歌山市若竹学級利用料、和歌山市今福霊園管理料の収納

（令和6年6月24日揭示済）

和歌山市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月24日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託を受けた者

- (1) 名称 紀陽情報システム株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市中之島2240番地
- (2) 名称 地銀ネットワークサービス株式会社
住所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
- (3) 収納事務取扱コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスを提供する会社
(14社)

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区2番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目2番2号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

2 委託した公金事務に係る歳入

和歌山市今福霊園管理料

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和6年6月24日

(令和6年6月24日揭示済)

和歌山市告示第273号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年6月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和6年7月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年6月24日揭示済)

和歌山市告示第274号

令和6年6月27日市議会定例会において議決された令和6年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓
(令和6年6月28日揭示済)

和歌山市告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

元気わかやま市応援部付金

3 指定をした日

令和6年4月26日

4 指定の期間

令和6年4月26日から令和7年3月31日まで

(令和6年6月28日揭示済)

和歌山市告示第276号

市民税・県民税・森林環境税督促状及び固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和6年6月28日掲示済）

和歌山市告示第277号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和6年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

路線名	区間	指定する期日
栗栖和佐線	和歌山市岩橋908番1地先から和歌山市岩橋248番2地先まで	令和6年7月1日

（令和6年6月28日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年6月20日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字徳井6番1、8番1、9番1、12番1、13番1	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘

（令和6年6月20日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年6月24日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和歌浦東三丁目627番1	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵
和歌山市弘西字井田1042番5、1043番、水路	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘
和歌山市中之島字上嶋335番2、337番2	和歌山市新中島63番8 大和ハウス工業株式会社和歌山支店 支配人 金田恵治
和歌山市木ノ本字佃田46番1、46番2、47番	徳島県徳島市北島田町一丁目3番地3 株式会社セイル 代表取締役 小泉未帆

(令和6年6月24日揭示済)

令和6年度第2回和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和6年6月27日

和歌山市人事委員会委員長 田中祥博

令和6年度第2回和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和7年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
行政職Ⅲ種	事務職	2人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。
資格免許職Ⅰ種	社会福祉士	1人	市長事務部局等で、福祉に係る援護、育成又は厚生に関する指導、相談等の専門行政事務に従事する。
	臨床心理士	1人	市長事務部局等で、主にこころの健康相談等の専門行政事務に従事する。
	保健師	2人	保健センター等で、乳幼児、高齢者等に対する健康指導、健康相談等の専門行政事務に従事する。
資格免許職Ⅱ種	保育士	4人	保育所等で、乳児及び幼児の保育並びに育児についての相談、指導等の専門行政事務に従事する。
学芸員 [日本近代史]		1人	市長事務部局等で、主に資料の収集、保管、展示及び調査研究の専門行政事務に従事する。
消防職Ⅲ種		5人	消防署等で、消火・救急・救助活動、火災予防及び防火指導の業務に従事する。
障害者を対象とした行政職事務職		2人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。
技能労務職	環境整備員	2人	ごみ収集等の業務に従事する。
	保育調理業務員	1人	保育所等で、給食調理及び調理事務、清掃業務等に従事する。
	学校給食調理員	4人	学校等で、給食調理業務に従事する。

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を満たす者。

（1）次の試験区分別受験資格に該当する者

試験区分	受験資格（年齢）	受験資格（その他）
行政職Ⅲ種	事務職	<p>次の①又は②に該当する者は受験できない。</p> <p>① 大学を卒業した者や令和7年3月31日までに卒業する見込みである者など、令和7年3月31日現在で大学（短期大学を除く。）における在籍期間が通算して3年を超える者</p> <p>② 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える者など当人事委員会が①と同等であると認める者 （注）在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいう。</p>
資格免許職Ⅰ種	社会福祉士	平成元年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 社会福祉士及び介護福祉士法により社会福祉士登録簿に登録されている者又は令和7年3月31日までに行われる社会福祉士国家試験により免許取得見込みの者

	臨床心理士		次のいずれかに該当する者 ① 臨床心理士資格を有する者又は令和7年3月31日までにに行われる臨床心理士資格試験により資格取得見込みの者 ② 公認心理師の資格を有する者又は令和7年3月31日までにに行われる公認心理師国家試験により資格取得見込みの者
	保健師		保健師免許を有する者又は令和7年3月31日までにに行われる保健師国家試験により免許取得見込みの者
資格免許職Ⅱ種	保育士	平成3年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。	児童福祉法により保育士登録簿に登録され、教育職員免許法により幼稚園教諭免許状を有する者又は令和7年3月31日までに保育士登録簿に登録され、幼稚園教諭免許状を取得見込みの者
学芸員〔日本近代史〕		平成元年4月2日以降に生まれた者	次の①から③までを満たす者 ① 博物館法に規定する学芸員資格を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者 ② 日本近代史の分野についての専門知識を有している者で、当該分野に関する研究論文（大学卒業論文、大学院修士論文及び大学院博士論文を含む。）を1編以上発表（発表準備中を含む。）している者 ③ 大学を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者
消防職Ⅲ種		平成10年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者	次の①から③までの身体等の基準を満たす者 ① 視力が、両眼とも1.0以上（矯正視力を含む。）であること。 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 ③ 聴力、言語能力、運動機能などに、職務遂行上の支障がないこと。 （注）次の④又は⑤に該当する者は受験できない。 ④ 大学を卒業した者や令和7年3月31日までに卒業する見込みである者など、令和7年3月31日現在で大学（短期大学を除く。）における在籍期間が通算して3年を超える者 ⑤ 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える者など当人事委員会が④と同等であると認める者
障害者を対象とした行政職事務職		昭和49年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者。なお、学歴は問わない。	次の①から④までのいずれかに該当する者 ① 身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けている者 ② 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ③ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター又は精神保健指定医により知的障害があると判定された者 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 （注）上記の手帳等については、受験申込日、受験日当日及び採用時において有効なものであること。
技能労務職	環境整備員	昭和59年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。	なし
	保育調理業務員	昭和54年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。	調理師免許を有する者又は令和7年3月31日までに調理師免許を取得見込みの者
	学校給食調理員		

(2) 次のいずれかに該当する者。ただし、消防職Ⅲ種についてはアに該当する者に限る。

- ア 日本国籍を有する者
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注意事項

消防職Ⅲ種については、採用後は、任命権者が認める場合を除き、和歌山市に居住することが必要である。

3 試験の方法等

(1) 試験種目及び配点

試験区分	第1次試験種目（配点）	第2次試験種目（配点）
事務職、社会福祉士、臨床心理士、学芸員	教養試験（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査
保健師、保育士	教養試験（100） 専門試験（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査
消防職Ⅲ種	教養試験（100） 体力試験（50）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査、健康診断
障害者を対象とした行政職事務職	教養試験（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120）
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員	業務適性検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査、体力測定

注意事項

- 1 障害者を対象とした行政職事務職の試験区分では、点字による出題での受験が可能である。
- 2 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 3 第1次試験結果については、第1次試験の総合得点を第2次試験の配点に応じて換算する。

(2) 試験内容等

試験種目	試験内容
教養試験	択一式・120分で行われる、一般的知識及び能力についての筆記試験
	障害者を対象とした行政職事務職を除く全ての試験区分 出題分野は、時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	障害者を対象とした行政職事務職 出題分野は、一般常識、言語能力、数的能力など
専門試験	択一式・90分で行われる、専門的知識及び能力についての筆記

		試験
	保健師	出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論
	保育士	出題分野は、社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健
体力試験		消防職としての職務遂行に必要な体力の測定で、種目は、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし及びシヤトルラン
業務適性検査		択一式・20分。出題分野は加減算の計算、数の大小関係の判断、文字や図形の照合など
論文試験		1200字以内・90分で行われる一定のテーマによる論文試験 なお、環境整備員、保育調理業務員及び学校給食調理員については、800字以内、90分で行われる一定のテーマによる論文試験
口述試験		個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。学芸員については、専門知識・見識等についての面接も実施する。
適性検査		性格等に関する適性検査。口述試験の資料として使用する。
健康診断		消防職に限り、視力及び色覚並びに消防職としての職務遂行に関する所見について、医師による健康診断書の提出
体力測定		職務遂行上最小限必要な体力の測定で、次の種目で実施する。 環境整備員については、握力、上体起こし、腕立て伏せ、砂袋運び 保育調理業務員及び学校給食調理員については、握力、上体起こし、砂袋運び

注意事項

- 1 教養試験及び専門試験は、Ⅰ種は大学卒業程度、Ⅱ種は短期大学卒業程度、Ⅲ種及び障害者を対象とした行政職事務職は高校卒業程度の内容でそれぞれ行う。
- 2 体力試験では、運動ができる服装、靴（屋内用）及び水分補給用の飲み物を用意すること。なお、都合により種目を変更する場合がある。
- 3 消防職における健康診断は、適正な消防活動のために消防吏員に求められる適性を判断する目的で実施するものである。視力及び色覚は、災害等の現場において、視的情報によって瞬時に危険物の種類等を判断したり、要救助者の顔色等から状況を判断したりすることが求められるため、指標の1つとしている。
- 4 体力測定は、合否判定時の資料として使用する。

4 試験日等

(1) 第1次試験

試験区分	試験日・集合時間	終了予定時間	試験会場	合格発表時期 発表方法
事務職、社会福祉士、臨床心理士、学芸員、障害者を対象とした行政職事務職	令和6年9月22日（日） 午前9時15分集合	午前11時30分頃	和歌山市立西和中学校	令和6年10月中旬 ①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示
保健師、保育士		午後2時15分頃		
消防職Ⅲ種		午後5時00分頃		
環境整備員、保育調理業務員、学校給食	令和6年9月22日（日） 午後1時15分集合	午後2時00分頃		

調理員				
-----	--	--	--	--

注意事項

- 1 試験区分によって集合時間が異なる。
- 2 技能労務職（環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員）を除く全ての試験区分について、試験開始後30分間に限り、遅刻を認める。技能労務職については、遅刻を認めない。
- 3 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合がある。
- 4 消防職では、教養試験・体力試験の順に実施する。体力試験では、シャトルランを最後に実施する。シャトルランでは、受験番号順に数人程度を1組として同時に走り、シャトルランを終了した者から、順次解散とする。なお、上記の終了予定時間は、最後の組で走る受験者の目安として記載している。

(2) 第2次試験

試験区分	実施試験種目・試験日				合格発表時期 発表方法
	体力測定	適性検査	論文試験	口述試験	
事務職、社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士、学芸員、消防職Ⅲ種	—	令和6年10月26日（土）		令和6年11月10日（日）～同年同月16日（土）のうちの1日	令和6年11月下旬 ①合格者及び繰上げ合格候補者へのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示
障害者を対象とした行政職事務職	—		令和6年10月26日（土）		
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員	令和6年10月26日（土）				

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
 - 2 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、当人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。
 - 3 第1次試験に合格した者に提出していただく書類（履歴書等）は、第1次試験合格通知に同封する。提出期限は、令和6年10月25日（金）午後1時（予定）とする。
 - 4 資格免許職（社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士）、学芸員又は技能労務職（保育調理業務員、学校給食調理員）の受験申込みをする者で、既に資格等を有している場合は、第1次試験合格後に資格証等の写しを提出すること。
 - 5 学芸員の受験申込みをする者は、第1次試験合格後に日本近代史の分野に関する研究論文1編（大学卒業論文、大学院修士論文及び大学院博士論文を含む。発表準備中のものでも可。）を提出すること。
- (3) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。
- また、同点者は同順位とするが、最終合格者の決定において合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定する。
- 教養試験、専門試験及び業務適性検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。
- (4) 消防職Ⅲ種の第1次試験では、体力試験の結果が一定の基準に達しない場合体力試験の得点は0点となり、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とする。
 - (5) 技能労務職（環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員）の第2次試験では、体力測定の結果が一定の基準に達しない場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とする。
 - (6) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示するが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。また、合否に関する電話による問合せには応じない。

5 受験申込み

提供された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

(1) 申込みの制限

- ア 申込みできる試験区分は1つに限る。また、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。
イ インターネット又は郵送による申込みとする。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和6年7月1日（月）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
インターネットを利用して入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号などのA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

申込	インターネット	郵送
申込期間	令和6年7月1日（月）から同年同月31日（水）まで（郵送の場合は消印有効）	
申込方法	<p>次のURLから必要事項を入力すること。 https://logoform.jp/f/iNOHP</p> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 申込みには、メールアドレスが必要となる。 顔写真（jpg ファイル）が必要となる。証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面のものを）を準備すること。縦横比4：3程度で背景は無地とすること。（スマートフォン等で撮影したもので可。） 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付ける。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もあるので、注意すること 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信される。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、注意すること。 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにすること。 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。 	<p>提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申込書 1枚目及び2枚目を重ね、左上1か所をホチキス留めすること。 ②附表 学芸員又は障害者を対象とした行政職事務職の受験申込みをする者のみ提出すること。 ③返信用封筒（受験票送付用） 長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼り付けること。 <p>提出方法</p> <p>角形2号の封筒（A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、郵便局で簡易書留郵便の手続きをした上で提出すること。</p> <p>送付先</p> <p>〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市人事委員会事務局</p>

受験票	令和6年8月中旬にメール又は郵送で送付する。同年同月19日（月）を過ぎても受験票が届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡すること。
-----	---

注意事項

- 1 学芸員の受験申込みをする者は、日本近代史に関する研究論文の概要等について、申込フォーム又は附表に記入すること。
- 2 障害者を対象とした行政職事務職の受験申込みをする者は、第1次試験及び第2次試験当日の準備のため、次の点を確認の上、申込フォーム又は附表に記入すること。
 - ア 日常生活用具として拡大読書器等が給付されている者は、それらの機器を使用して受験することができる。その他拡大鏡等を使用することもできるが、当人事委員会では準備しないので、「日常生活用具等の持込み」欄に必要事項を記入の上、各自持参すること。また、試験の際、補装具等が必要な者は持参すること。
 - イ 原則として受験者用の駐車場はないが、自動車で来場し試験会場内駐車場の利用を希望する者（自動車でなければ来場することが困難な者に限る。）は、「第1次試験会場の駐車場利用」欄に必要事項を記入すること。
 - ウ 上記のほか、受験に際して要望がある場合は、「その他」欄に必要事項を記入すること。

6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は概ね2人とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。
 - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
 - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
 - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (2) 採用は、令和7年4月1日の予定である。なお、資格免許職（社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士）又は学芸員で資格取得見込みの者については、資格取得後の採用となるため、令和7年4月2日以降となる場合がある。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合（障害者を対象とした行政職事務職で採用日時点において手帳が更新されない場合を含む。）、資格免許職（社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士）、学芸員又は技能労務職（保育調理業務員、学校給食調理員）で資格等を取得できなかった場合は、

採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができる。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所で提示すること。なお、電話、郵便等による提供はできない。

	提供を求められることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

9 給与等

(1) 令和6年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

試験区分	初任給
行政職Ⅲ種事務職、障害者を対象とした行政職事務職	約176,500円
資格免許職Ⅰ種	約214,600円
資格免許職Ⅱ種	約198,000円
消防職Ⅲ種	約199,300円
技能労務職	約173,800円

(2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算（5年分を上限とする。）される制度がある。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮される。

(3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。

(4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

10 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

(1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務

(2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

(令和6年6月27日揭示済)

令和6年度行政職I種UIJターン型和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和6年6月27日

和歌山市人事委員会委員長 田中祥博

令和6年度行政職I種UIJターン型和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和7年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
行政職I種	事務職 [UIJターン型]	1人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

次の（1）から（5）までの要件を満たす者。

- (1) 昭和59年4月2日から平成元年4月1日までの間に生まれた者。なお、学歴は問わない。
- (2) 和歌山県外在住の者（令和6年6月30日現在）
- (3) 和歌山県外に本社・本店を置く民間企業や和歌山県外に本庁所在地を置く公的機関等において、常勤の職務経験が、通算して5年以上ある者（令和6年6月30日現在）

注意事項

- 1 職務内容は問わない。
- 2 令和6年4月1日以降、県内に本社又は本店を置く民間企業や県内に本庁所在地を置く公的機関等に勤務している者又は勤務したことのある者は受験できない
- 3 職務経験には、6か月以上継続した、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間（パートタイム、アルバイト、非常勤として雇用されていた期間を除く。）のみが該当する。
- 4 職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。
- 5 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。
- 6 最終合格発表後、和歌山県外在住及び職務経験の確認のため、証明書等の提出が必要となる。なお、県外在住や県外企業等における5年以上の職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。

(4) 次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法・内容等

(1) 日時、試験種目及び内容

試験段階	日時	会場	試験種目	試験内容

第1次試験	令和6年9月2日（月）～同年同月16日（月・祝）の間で受験者が選択する日時	47都道府県に360か所以上設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場	基礎能力検査（SCOA）	択一式・45分で行われるテストセンター方式の試験。出題分野は、言語（文章読解能力）、数理（数的能力）、論理（論理的思考能力）。大学卒業程度の内容。
			適性検査	性格等に関する適性検査。口述試験の資料として使用。
第2次試験	令和6年10月13日（日）、同年同月19日（土）のいずれか1日	和歌山市役所（和歌山市七番丁23）の周辺	口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。
			論文試験	1200字以内・90分で行われる一定のテーマによる論文試験。
第3次試験	令和6年11月10日（日）	和歌山市役所（和歌山市七番丁23）の周辺	口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。

(2) 試験の配点

第1次試験		第2次試験			第3次試験			
基礎能力検査	計	第1次試験結果	口述試験	計	第2次試験結果	論文試験	口述試験	計
100	100	50	150	200	50	30	120	200

注意事項

- 1 テストセンター方式とは、試験受験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場・日時を予約し、パソコン画面で出題・実施される試験を受験するものである。文字の大きさがパソコン画面表示上10ポイント程度による出題に対応していただく必要がある。
- 2 試験会場の詳細については、<https://cbt-s.com/testcenter/>を参照すること。
- 3 適性検査は第2次及び第3次試験種目であるが、第1次試験日に全受験者に実施する。
- 4 論文試験は第3次試験種目であるが、第2次試験日に全受験者に実施する。採点は第2次試験に合格した者のみ行う。
- 5 第1次試験の結果については、第1次試験の総合得点を50点満点に換算する。第2次試験の結果については、第2次試験の総合得点を50点満点に換算する。
- 6 第1次試験に合格した者に提出していただく書類（履歴書等）は、第1次試験合格通知に同封する。提出期限は、令和6年10月9日（水）午後1時（予定）とする。

4 合格発表等

- (1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。また、同点者は同順位とするが、最終合格者の決定において合否判定上に同点者がいる場合は、第2次試験の得点順に合格者を決定する。

基礎能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

- (2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験	令和6年9月下旬	①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示

第2次試験	令和6年10 月下旬	①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示
第3次試験	令和6年11 月下旬	①合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示

(3) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示するが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話による問合せには応じない。

5 受験申込み

提供された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

(1) 申込みの制限

ア 申込書の受理後における試験区分の変更はできない。

イ インターネット又は郵送による申込みとする。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和6年7月1日（月）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
インターネットを利用して入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号などのA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

申込	インターネット	郵送
申込期間	令和6年7月1日（月）から同年同月31日（水）まで（郵送の場合は消印有効）	
申込方法	<p>次のURLから必要事項を入力すること。 https://logoform.jp/f/hr/c80</p> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申込みには、メールアドレスが必要となる。 2 顔写真（jpg ファイル）が必要となる。証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備すること。縦横比4：3程度で背景は無地とすること。（スマートフォン等で撮影したもので可。） 3 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付ける。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もあるので、注意すること 4 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信される。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、注意すること。 5 「city.wakayama.lg.jp」 	<p>提出書類</p> <p>①申込書 1枚目及び2枚目を重ね、左上1か所をホチキス留めすること。</p> <p>②返信用封筒（受験票送付用） 長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼り付けること。</p> <p>提出方法 角形2号の封筒（A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書し、郵便局で簡易書留郵便の手続きをした上で提出すること。</p> <p>送付先</p>

	<p>ogoform.st-japan.asp.lgw an.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにすること。</p> <p>6 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。</p>	<p>〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市人事委員会事務局</p>
受験票	<p>令和6年8月中旬にメール又は郵送で送付する。同年同月19日（月）を過ぎても受験票が届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡すること。</p>	

6 第1次試験予約方法

- (1) 8月中旬頃に、受験申込書に記載されたメールアドレスへ当人事委員会事務局（renraku@cbs.com）から受験の案内メールを送信する。
- (2) 案内メールに記載されたURLから予約サイトにログインし、第1次試験の試験会場、受験日時の選択等を行い、予約を完了すること。予約サイトにログインするためのログインIDとパスワードについても、案内メールに記載し送信する。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行わない。

注意事項

- 1 従来型携帯電話では、予約できない。
 - 2 一度行った受験予約は、受験日の前日の午後2時まで変更することができるが、それ以降の変更はできない。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできない。
 - 3 プロバイダによっては、メールが迷惑メールフォルダに分類される等により届かない場合がある。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせること。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。
- (3) 受験予約完了後、業務委託業者（help@cbs.com）から受験予約完了のメールが配信されるので、予約内容を確認すること。受験予約や試験の実施について不明な点がある場合は業務委託業者へ問い合わせること。

7 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は概ね2人とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。
 - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
 - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
 - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (2) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができる。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所で提示すること。なお、電話、郵便等による提供はできない。

	提供を求められることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験不合格者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		
第3次試験	第3次試験受験者（本人に限る。）	第1次試験から第3次試験までのそれぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

9 給与等

- (1) 令和6年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

民間企業等職務経験（例）	初任給
5年	約232,700円
10年	約265,900円
15年	約288,500円

注意事項

- 1 採用時の職位、初任給については民間企業等における職務経験に基づき決定する。
- 2 職務経験の範囲については、採用時の職位、初任給の決定に限り、和歌山県外に本社・本店を置く民間企業や和歌山県外に本庁所在地を置く公的機関等における職務経験のほか、和歌山県内に本社・本店を置く民間企業や和歌山県内に本庁所在地を置く公的機関等における職務経験も通算する。
- (2) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (3) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

10 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
 - ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務

(2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

(令和6年6月27日揭示済)

【 正 誤 】

令和6年4月1日付け和歌山市公報第1772号正誤表

ページ	行	誤	正
73	上から7行目	地方公共団体システム機構	地方公共団体情報システム機構